

記入例

(防火防災・複数権原用 (共同住宅))

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)		消防計画作成(変更)届出書		①	①届出日を記入
川崎市消防長 殿		川崎市〇〇区〇〇町〇-〇-〇		〇〇年〇〇月〇〇日	②「川崎市消防長」と記入
<input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input checked="" type="checkbox"/> 防災		管理者		川崎市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	③「防火」「防災」のうち、該当するものの□印にレ点を付ける。
住所		●●タワー 〇〇〇号室		氏名 川崎 太郎	④防火防災管理者の現住所、氏名を記入
<input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input checked="" type="checkbox"/> 防災		別添のとおり、 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。			⑤事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入 ※個人の場合は氏名 法人の場合は名称、役職及び代表者氏名
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	⑤	〇〇管理組合 理事長 〇〇 〇〇			⑥防火対象物(又は建築物その他の工作物)の所在地を記入
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	⑥	川崎市〇〇区〇〇町〇-〇-〇			⑦防火対象物(又は建築物その他の工作物)の名称を記入
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	⑦	●●タワー			⑧防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の名称を記入し、入居する階を()内に記入
複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	⑧	共同住宅部分(6~15階)			⑨別紙を参照し、防火対象物(又は建築物その他の工作物)の用途を記入 ※防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の用途を記入
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の用途 ^{*1} (変更の場合は、変更後の用途)	⑨	共同住宅	令別表第1 ^{*1}	⑩	(5) 項ロ
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	⑪				⑩別紙を参照し、前⑨に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入
受付欄 ^{*2}		経過欄 ^{*2}			⑪特記事項がある場合は記入 (変更届出の場合は、主な変更事由を記入)
備考					(例) 消防計画の内容変更

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等		
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	公会堂・集会場		
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場・ダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの		
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場			
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		
6項	イ	(1)	(i)	診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。
			(ii)	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
		(2)	(i)	診療科名中に特定診療科名を有すること。
		(ii)	四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
	(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所		
	(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
			(2) 救護施設	
			(3) 乳児院	
			(4) 障害児入所施設	
(5)				
(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）				
ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
		(2) 更生施設		
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
		(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
		(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
ニ	幼稚園又は特別支援学校			
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの			
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの			
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）			
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの			
12項	イ	工場又は作業場		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫			
15項	前各号に該当しない事業場			
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2項	地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物			
18項	延長50メートル以上のアーケード			
19項	市町村長の指定する山林			
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）			

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

防火防災・複数権原用
(共 同 住 宅)

消防計画

共同住宅の名称を記入してください。

(目的)

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項、第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項及び全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、**●●タワー 共同住宅部分**（以下「当該共同住宅」という。）の防火・防災管理業務についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該共同住宅に居住又は出入りする全ての者
- (2) 防火・防災管理業務を受託している者

2 管理権原の及ぶ範囲において、この計画を適用するものである。

(被害想定)

第3条 別表1のとおり、被害想定を作成し、当該被害想定に対応した対策を記載する。

(計画の見直し)

第4条 定期的に、この計画の見直しを行うものとし、次の場合には、この計画の内容を検討し、その結果に応じた記載の変更を行う。

- (1) 当該共同住宅の大幅な変更等、消防計画の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 類似した防火対象物からの火災及び火災以外の災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき。
- (3) 災害又は訓練による検証等により、計画の変更が必要な事項が判明したとき。
- (4) 国又は自治体から企業の災害対処体制の変更を必要とされる重要情報が発表されたとき。
- (5) 新たな災害予防対策ができたとき。
- (6) その他、管理権原者等が必要と認めたとき。

(管理権原者)

第5条 管理権原者は、当該共同住宅の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火・防災管理者)

第6条 防火・防災管理者は、防火対象物の管理権原者の指示、当該消防計画及び全体についての防火・防災管理に係る消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

2 防火・防災管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防の組織に係る事項
- (3) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
- (6) 防災管理上の自主検査・点検の実施
- (7) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検・防災管理点検）等の立会い
- (8) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (9) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (10) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (11) 収容人員の適正管理
- (12) 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策
- (13) 居住者に対する防災教育の実施
- (14) 管理権原者への提案や報告
- (15) 放火防止対策の推進
- (16) 災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要

要な 該当する共同住宅と該当しない共同住宅があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

(防火・防災管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第7条 管理権原者は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理

者、自衛消防組織の統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 3 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第8条 管理権原者等は、次の業務について全体についての防火・防災管理に係る消防計画に規定されている事項に基づき、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出

防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。

- (2) 消防計画作成（変更）届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火・防災管理者が届け出ること。

ア 管理権原者または防火・防災管理者の変更

イ 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更

ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造に関する事項の変更

エ 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更

(ア) 受託者の氏名及び住所

(イ) 受託方式

(ウ) 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲

(エ) 受託者の行う防火・防災管理業務の方法

- (3) 消防訓練実施の通報

第26条による。

- (4) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。

- (5) 防災管理点検の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。

- (6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること。（防火対象物全体で報告する際は必要なし）

- (7) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火・防災管理資料の保管等)

第9条 管理権原者等は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火・防災管理業務に必要な書類等を一括して防火・防災管理維持台帳に編さんし、保管する。

(居住者が行う防火管理対策)

第10条 居住者は、各自の責任において次の対策を行うものとする。

- (1) 住戸内の火気管理を徹底し、火災予防に努めること。
- (2) 玄関防火設備の閉鎖機能を維持管理すること。
- (3) バルコニーには、火災の延焼拡大要因となる多量の可燃物を置かないこと。また、隣接住戸との仕切板部分等には避難の障害となる物品等を置かないこと。
- (4) バルコニーの隣接住戸との仕切板の破裂が容易でない場合は、破壊用の器具を備えておくこと。
- (5) 廊下及び階段等避難に使用する共用部分には、避難の障害となる物品等を置かないこと。
- (6) 消防用設備等の周囲には、操作の障害となる物件を置かないこと。
- (7) 設置された消火器は、みだりに移動させないこと。
- (8) 暖房用燃料の灯油等は、密栓して保管すること。

(防火対象物の法定点検(防火対象物点検、防災管理点検)等)

第11条 防火対象物の法定点検(防火対象物点検、防災管理点検)等は、点検業者に委託して行う。

2 防火・防災管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第13条 防火・防災管理者は、点検検査結果を、防火・防災管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

第14条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

2 防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかる

ものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(工事中の安全対策)

第15条 防火・防災管理者は、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を消防機関に届け出る。工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合には、防火・防災管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火・防災管理者の指示すること。

(臨時の火気使用等)

第16条 当該共同住宅内共用部分で、次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(放火防止対策)

第17条 放火防止のために、次のことを守るよう居住者に呼びかけるものとする。

- (1) 共同住宅の共用部分及び敷地内の整理整頓に努めること。
- (2) 駐車場に駐車する車両は施錠すること。
- (3) 駐車場で使用する車両のボディカバーは、防災製品とすることが望ましい。
- (4) 物置及び倉庫等の施錠を励行すること。
- (5) 挙動不審者を見かけたら、警察、防火・防災管理者、各居住者等に連絡すること。
- (6) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝にゴミ集積場に出すこと。

(火災が発生した場合の行動)

- 第18条 火災が発生させた者又は火災を発見した者は、大声で周囲に知らせること。
- 2 消防署への通報は、火災が発生させた者又は火災の発生を知った者が協力して行うこと。
 - 3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行うこと。
 - 4 玄関からの避難が困難な場合は、バルコニーの仕切板を破壊して隣接住戸から避難すること。
 - 5 避難誘導は、居住者がお互いに協力して行うこと。
 - 6 避難する場合には、エレベーターは使用しないこと。

(震災への備え)

- 第19条 非常用食料、飲料水、衣類、携帯ラジオ、懐中電灯及び医薬品等は各居住者が準備すること。
- 2 各住戸内の家具の転倒、物の落下や散乱がないように、転倒防止措置をはじめ必要な措置をとること。
 - 3 廊下階段等の共用部分については、常に整理整頓し、避難に支障のないようにすること。

(震災時の行動)

- 第20条 地震に関する警戒宣言が発令された場合は、火気の使用停止又は火気の使用を監視すること。
- 2 地震が発生した場合は、まず身の安全を図ることを第一とし、火気の使用を停止する。
 - 3 避難場所への避難は、関係機関からの指示又は被害の状況等から判断し、開始すること。
 - 4 避難する際は、各住戸のブレーカーを遮断すること。
 - 5 避難は、身の安全を図りながら広域避難場所（ ●●公園 ）まで原則、全員徒歩で行うこと。
 - 6 火災が発生したり、負傷者が出た場合は、居住者がお互いに協力して消火及び負傷者の救護にあたる。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

- 第21条 防火・防災管理者は、地震発生時に人命に危険を及ぼす可能性が高い場合にあつては、倉庫、避難通路、出入口等の収容物等の移動・転倒及び落下防止措置を行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

- 第22条 防火・防災管理者は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保す

るため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

(その他の災害についての対応)

第23条 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて**別表2**に定める関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

(管理権原者の教育)

第24条 管理権原者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に定期的かつ積極的に参加する。

(防火・防災管理者等の教育)

第25条 防火・防災管理者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 管理権原者は、防火・防災管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。

3 防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、居住者に対する防火・防災講演等を随時開催する。

(訓練の通知)

実施予定月を記載してください。

第26条 防火・防災管理者は、次により消防訓練を実施する。

(1) 総合訓練については、全体についての防火・防災管理に係る消防計画により実施する。

(2) 部分訓練 4 月、10 月

2 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

3 建物全体で実施する訓練にはできるかぎり参加するものとする。

(訓練の内容)

第27条 訓練は、**別表1**に基づき実施する。

(訓練結果の検討)

第28条 防火・防災管理者は、消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について全体についての防火・防災管理に係る消防計画により開催される検討会で協

議し、以後の訓練に反映させる。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

施行日を記載してください。

被害想定(例)

シナリオは、震度6強で一番最悪の状況となる時間帯で考える。計画を立てる建築物の内容によって例に倣って被害想定を記載して下さい。

被害種類		被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する			
					被害様相(シナリオ)	対応策		
		<p>被害想定を作成する建物の概要を例に倣って記載して下さい。</p>						
被害想定シナリオ		震度6強、地震発生日時:平日13時00分						
建物の概要		地上7階、地下1階、鉄骨構造 新耐震基準対応 屋内に大空間あり 延床面積50,000㎡ 約300テナントが入居 地下及び最上階部分にレストラン(50店舗) 平均在館人数約4000名(内従業員数:約1500名(正社員100名)) エレベーター20機(客用10機) エスカレーター30機						
建物等の基本被害	建物構造(柱・梁、耐震壁など主要構造部等を含む)の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	主要構造部は鉄骨造であり、建物の水平剛性が比較的低く、地震による変形が大きくなる場合がある。また大空間で階高が高いため、地震時の水平変形量は更に大きくなり、柱・梁の接合部等に塑性化が生じる。しかしながら、鉄骨の復元力により大きな残留変形は生じない。	<p>記載したシナリオや対応策に準じて消防訓練を実施して下さい。</p>	<p>・新耐震基準に合致した建物では、建物の崩落はないが、壁、柱の破壊、亀裂の発生、天井板の落下、天井等がガラスで覆われているフロアでは、ガラスの破片の床への散乱が起こり、多くの人が負傷する。 ・壁のタイルや窓ガラスが破損落下し、建物の近くを歩いている人が負傷する。 ・応答加速度の大きい上層階ほど、天井板が壁際に衝突し落下する。</p>		
	外壁・窓ガラス・看板の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	建物全体での変形が大きくなる場合はあるが、特定階に変形が集中しにくい。しかし階高が通常より高く、大版ガラスカーテンウォール等が変形追従できずに損傷すると考えられる。				
	内装天井の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	上層階ほど建物の応答加速度は大きくなる傾向があり、内装吊り天井等の隅部において壁との干渉により損傷が生じる。大型天井パネルは、ユニット一体での被害が生じると考えられる。				
建築設備等被害	エレベーターの状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	エレベーターは地震時管制運転システムが組み込まれており、自動的に停止する。	<p>実態に応じて作成してください。</p>	<p>・危険物等の燃料を使用する箇所を、あらかじめ調査しておく。地震発生後、早急に火災が発生していないかを確認する訓練する。 ・火災が発生してしまった場合のため、初期消火訓練を実施する。 ・燃料が漏洩してしまった際に、漏洩規模が最小になるよう訓練する。</p>		
	エスカレーターの状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	エスカレーターは地震時管制運転システムが組み込まれており、自動的に停止する。				
	空調・換気設備の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	天井空調機の脱落、ダクトの変形破損及び給排気口の破損が発生すると考えられる。				
	ボイラー・発電発電機、燃料タンク等の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	ボイラーは自動的に停止、送油も遮断される。ただし、燃料タンクのスロッシングが発生すると考えられる。				
	空調・換気設備の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	ボイラーは自動的に停止、送油も遮断される。ただし、燃料タンクのスロッシングが発生すると考えられる。				
避難施設等被害	室の扉のひずみの状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	(商業施設内には扉が設置されていないことが多いが)バックヤードにおける軽量間仕切りと扉枠が干渉した場合は、自力で開閉可能である。しかし重量扉枠では開閉が困難になると考えられる。	<p>・非常階段や渡り廊下等の外付けの施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合が多い。 ・建物外への避難が開始されるが、内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に塞がれた箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難がスムーズに実施できない。 ・廊下に煙が滞留し、避難経路が使えなくなる。</p>			
	廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	廊下(渡り廊下を含む)や非常階段自体に被害は生じないが、最悪を想定して破損すると想定する。				
	内装材やガラスの状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	建物全体での変形が大きくなる場合はあるが、特定階に変形が集中しにくい。しかし階高が通常より高く、大版ガラスカーテンウォール等の破損は限定的と考えられる。				
	階段室や非常口における避難者の殺到状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	取り急ぎ出ようとする在館者が集中すると考えられる。				
消防用設備等被害	防火シャッター・防火扉の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	防火シャッター・防火扉は、基本的には損傷による不作為が発生する可能性は低いが、対応困難事態を想定するため、破損を推定する。	<p>・火災発生後、防火扉の完全閉鎖ができていないかどうかを巡回する訓練を行う。 ・消火器での初期消火訓練を実施する。</p>			
	スプリンクラー設備の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	落下破損が想定される大型天井パネル内に設置されていることから、スプリンクラーの誤動作が発生し、漏水すると考えられる。				
	消火設備の状況	被害想定を推定しているか、構造形	た。今回の建物については、新耐震基準(現行建築基準法による耐震規程)に基づいており、震度6強程度の大地震下において安全性が確保できない被害(倒壊など)は発生しないと考えられる。しかしながら、構造部材(柱、梁など)の一部塑性化や非構造部材(外装材、内装材など)の損傷など一定の被害は発生すると考えられる。(新耐震法の考え方は、震度6強以上の大地震でも建物の安全性が確保できない(倒壊を含む)の被害が発生しないような耐震構造を保持するもので、一部の部材には塑性化を許容しており、一定の被害は想定される。)	消火設備は、損傷による不作為は発生しないが、対応困難事態を想定するため、破損を想定する。				

被害種類	被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する		
				被害様相(シナリオ)	対応策	
収容物等被害	室内の備品の状況	<ul style="list-style-type: none"> 各階の耐震診断結果等に基づいて揺れの大きさを推定すると共に、各階の収容物の量、形状、固定措置等の耐震性を個別に確認し被害を想定した。 照明器具等の形状、設置状況、過去の実例、転倒・落下防止対策の実施状況等について個別に確認し、被害を想定した。 テナントにおける棚類や販売物品は固定対策がされていない。以上から収容物の種類毎に転倒率・滑動率を設定した。 	各テナントの棚類や販売物品は固定対策がされておらず、転倒・滑動が発生すると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 未固定の場合はロッカーやコピー機、家具、商品ケース、インテリア等はほぼ全て滑動し、高さ比较大的いものは転倒することで人を傷つけるとともに、歩行の障害となる。 天井材の変形が大きい箇所では蛍光灯の照明ボックスの落下が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者を発生させるような収容物については、転倒防止措置を実施する。 避難障害を生じさせた訓練を実施し、迅速に避難経路を確保できるようにする。 	
	照明器具等の状況		吊り照明が設置されていることが多く、壁際に近いものは振動により干渉し損傷すると考えられる。			
	室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等の状況		各テナントの棚類や販売物品は固定対策がされておらず、転倒・滑動が発生すると考えられる。			
	パーティションの状況		吊り下げ式パーティション、固定済みパーティションを除くパーティションが転倒すると考えられると考えられる。			
ライブライン等被害	電気ガス水道交通	<ul style="list-style-type: none"> 自治体等の地域防災計画におけるインフラに対する被害見積及び自治体作成のハザードマップから、周辺インフラの被害を想定した。 基本的に、電気は6日、水は30日、ガスは55日、を、それぞれ復旧までの所要日数として想定した。 	外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 電気の供給がストップし、復旧に6日程度は要する。 ビル外部の配管の損傷により、ビルへの水供給が停止する。復旧に30日程度を要する。 断水により、消火用水が不足した場合、スプリンクラーが作動しない。消火栓を用いた消火活動が不可能となる。 水洗トイレの使用が不可能となる。 公共の消防機関は、道路渋滞、道路閉鎖、同時多発の出動要請対応等の理由により、救援要請しても適宜に到着できないため、自衛消防組織で、在館者の生命・身体保護、消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護等を実施しなければならなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄用品のチェックするとともに配布方法の再確認をする。 	
			停電による客室の照明の状況			外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。
			停電による廊下・階段・ロビーの照明の状況			外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。
			断水の状況			外部からの水供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り、水が使用可能と考えられる。
			断水時のトイレの状況			外部からの水供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り、水が使用可能と考えられる。
交通インフラの状況	周辺交通は、全面的に停止・麻痺状態と考えられる。					
通信	外線電話	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の館内の受信設備・サーバー等の配置場所、各階の揺れや変形(歪み)の状況、各種機材の耐震性等を加味し、災害時に使用可能か否かを個別に推定した。 推定不能の場合は、最悪の状況として通常の通信手段としては使用できないとして見積もった。 	通常電話は、輻輳・故障で繋がりにくい状況となることにより、使用が著しく困難と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 必要な連絡を取りづらくなる。 情報の錯綜や混乱のため、全体の状況がつかめず、優先順位が高く緊急性を要する者の救出遅れや救出漏れが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> トランシーバ等による連絡手段の確保するとともに、連絡の仕方について訓練する。 	
	内線電話		内線電話ラインが切断され、通話ができなくなる場合が考えられる。また、サーバーが損害を受け、通信ができなくなる場合が考えられると考えられる。			
	公設消防への連絡		専用回線を用いて通常使用が可能と考えられる。			
派的に生じる被害等	火災	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例から、火災発生時の火元となる箇所を想定した。 火元となる箇所の、緊急時の措置(ボイラーの自動停止等)状況や緊急消火設備等の状況に、建物等の基本被害、消防用設備等被害を勘案し、火災発生箇所とその数、及び延焼の可能性を推定した。 推定困難な場合は、火元となる箇所の数及び状況、過去の実例等に基づき、発生の可能性が極端に低い場合を除いて、一定割合で火災が発生することを推定した。 	各厨房の火元設備は固定され、周囲に落下物もないため火災は発生しないが、対応困難事態を想定するため、火災発生を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> 火災使用箇所から火災が発生し、煙が館内に充満し、熱や煙で負傷するものが発生する。 ボイラーへの送油遮断が正常に作動しない場合、燃料の漏洩により出火する。それにより、給排水機能・電気機能等の全館インフラの作動に大きな支障が出る。 厨房にて利用するガス配管は自動遮断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災使用箇所をあらかじめ把握し、地震発生時に早急に確認する訓練実施するとともに、火災発生時には、初期消火を行う訓練を実施する。 	
			レストランや食堂の火気使用地域における火災			火元となり得る設備機器・電気機器がほぼ存在せず、被害は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、喫煙スペースからの出火や短絡により、火災が発生することを想定する。
			その他の火気使用設備器具、電気機器からの出火			ボイラーは自動停止し、配電盤・操作盤等々も固定済みであるため、被害は生じないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、短絡による火災発生を想定する。
			機械室・ボイラー室からの出火			地下駐車場において大きな建物被害はなく、火災は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、火災発生を想定する。
			駐車場からの出火			厨房のガス設備に損傷は生じないと考えられるが、最悪を想定して一部での漏洩を想定する。
			ガス使用設備からのガス漏洩			大規模な火災は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、スプリンクラーが損傷している区画で火災が発生したことで一部で延焼が発生することを想定する。
出火による館内における煙の充満	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所、建物構造、対策措置の状況、過去の実例等から、煙の移動経路、移動時間等を想定した。 想定が困難なため、自衛消防組織による対処が不可能とした。 					

被害種類	被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する	
				被害様相(シナリオ)	対応策
人的被害	天井等の破損、照明器具の落下による死傷	<ul style="list-style-type: none"> ・各階の揺れ、建物や設備の予想被害、過去の実例と、被害の発生する各フロア内・室内・ロビー等における人口密度を加味し、死傷者の発生、通行障害等の被害を推定した。 ・推定が困難な場合、および推定の結果、死傷者が無しとなる場合は、在館者数と安全対策の程度に応じて、一定割合で人的被害が発生することを想定した。 ・震災による直接的な死傷者に加え、火災やパニックの発生に伴う二次災害の発生による人的被害を想定した。 ・商業施設内の人口密度、物品密集度を参考に、棚類、販売物品の転倒破損及び、それらの設置場所から死傷者数を推定した。 	<p>振幅の大きい上層階を中心に、落下する天井パネル・吊り照明器具による死傷者の発生が考えられる。</p>		
	ガラスの破損による死傷		<p>窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損は限定的であるため、ほぼ発生しないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、死傷者の発生を想定する。</p>		
	家具、ロッカー、パーティション等の転倒による死傷		<p>施設内の棚類や販売物品は固定対策がされておらず、これらの転倒・滑動に起因する死傷者が発生すると考えられる。</p>		
	火災・煙による死傷。慌てて屋外に出た人の落下物による負傷		<p>延焼地区付近で自力脱出が困難となっている者の一部が、火・煙により死傷すると考えられる。また、エントランスへ集中した群衆が屋外へ飛び出して落下物により死傷することが考えられる。</p>		
	避難中の混乱(パニック)による死傷		<p>建物被害・火災は大きくないが、一般客が大多数を占めるためにパニックが発生、これにより避難中の混乱による死傷者が発生すると考えられる。</p>		
	エレベーター内の閉じ込めの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄階で停止するエレベーターについても、ある一定の割合で閉じ込め事象が発生するものとし、エレベーターの使用人員数・使用基数を推定し、それに基づき閉じ込め被害規模を推定した。 	<p>基本的には地震時管制運転システムが働くことで発生しないが、対応困難事態を想定するため、発生を想定する。</p>		
	室内の閉じ込め	<ul style="list-style-type: none"> ・室数、室外への出入りに使用される扉の形状、数、閉じ込め対策措置の状況及び室内の平均在室人員から、閉じ込め数を推定した。 	<p>そもそも扉が多くなく、また基本的には自力開放可能であることから、閉じ込めは起きないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、閉じ込め発生を想定する。</p>		
			<ul style="list-style-type: none"> ・天井等の破損、照明器具の落下、ガラスの破損、家具、ロッカー、パーティション等の転倒により死傷者が発生する。 ・地震後の火災により死傷者が発生する。 ・避難等の混乱による死傷者が発生する。 ・閉じ込め事故が発生する。エレベーター業者への連絡が滞る。またエレベーター業者の要員不足から復旧に24時間を要する。 		

関係機関一覧

機関名称	電話番号	連絡結果
川崎市消防局	119	
神奈川県警察本部	110	
必要に応じて連絡先等を追加してください。		

